

相 愛 大 学 学 則

平 成 2 2 年 4 月

# 相 愛 大 学 学 則

## 第 1 章 目的及び使命、自己点検・評価

**第 1 条** 本学は大乗仏教特に浄土真宗の精神に基き、宗教的情操を涵養し広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

**第 1 条の 2** 本学は教育水準の向上を図り、目的及び使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

**第 1 条の 3** 共通教育および教養教育の充実を図るために、共通教育センターを設ける。

2 共通教育センターに関する規程は別に定める。

## 第 2 章 学部及び学科の組織、教育研究上の目的

**第 2 条** 本学は相愛大学と称し、下記の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
音 楽 学 部	音 楽 学 科
人 文 学 部	日 本 文 化 学 科
	英 米 文 化 学 科
	人 間 心 理 学 科
	社 会 デ ザ イ ン 学 科
人 間 発 達 学 部	子 ども 発 達 学 科
	発 達 栄 養 学 科

第2条の2 前条に定める各学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。

学 部	目 的
音 楽 学 部	高度な音楽的技術の習得にとどまらず、宗教的情操を備え、感性豊かで優れた音楽家、音楽教育者、音楽研究者などの専門家を養成する。同時に、音楽を愛好し文化の諸現象が社会に寄与する意義の深さを感得できる音楽文化人を育成することを目的とする。
人 文 学 部	人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、現代社会に生じる諸問題を多面的に捉え、思想・宗教的な素養をも生かして、自ら問題に立ち向かう主体性を持った人材を育成することを目的とする。
人間発達学部	生涯における心身の健全な発達を支援するための学術的研究と教育を行う。さらに、當相敬愛という建学の精神のもとに、これらの成果を生かし、多様な社会支援能力をもつ人材を育成し、社会への貢献を行うことを目的とする。

### 第 3 章 修業年限及び定員

第3条 修業年限は4年とする。但し在学期間は通算8年を超えることができない。  
2 学生収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	収容定員
音 楽 学 部	音 楽 学 科	4 8 0
人 文 学 部	日 本 文 化 学 科	3 2 0
	英 米 文 化 学 科	2 8 0
	人 間 心 理 学 科	3 2 0
	社 会 デ ザ イ ン 学 科	2 4 0
人 間 発 達 学 部	子 ども 発 達 学 科	4 0 0
	発 達 栄 養 学 科	4 0 0

### 第 4 章 学年、学期、休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて2学期とする。

前 期 自 4月1日 至 9月30日

後 期 自 10月1日 至 3月31日

第5条 休業日は下記の通りとする。

- 1、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 2、日曜日
  - 3、御正忌 1月 16日
  - 4、降誕会 5月 21日
  - 5、春季休業 自 3月21日 至 4月10日
  - 6、夏季休業 自 7月11日 至 9月10日
  - 7、冬季休業 自 12月21日 至 翌年1月10日
- 2 前項の休業日にてても授業を行ない、又は時宜により休業日を変更することがある。

## 第 5 章 授業科目

第6条 授業科目は基礎科目、専門科目及び教職に関する専門科目とする。

第7条 授業科目及びその単位数は別表第一の通りとする。

## 第 6 章 履修方法及び単位の認定

第8条 各授業科目の単位数は1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 1、講義及び演習は15時間の授業をもって1単位とする。
  - 2、実験、実習及び実技は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、人間発達学部専門科目で別に定める科目については、40時間、45時間又は60時間の授業をもって1単位とする。
  - 3、音楽学部の個人指導による実技は5時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作、卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定める。

第9条 本学を卒業するためには4カ年以上在学し、前条の定めるところにより、下記の単位を取得しなければならない。

### 音楽学部

学科 \ 授業科目	基礎・ 共通科目	専 科 門 目	自由選 択 科 目	計
音 楽 学 科	22	82	20	124

### 人文学部

学科 \ 授業科目	基礎・ 共通科目	専 科 門 目	自由選 択 科 目	計
日 本 文 化 学 科	22	60	42	124
英 米 文 化 学 科	22	70	32	124
人 間 心 理 学 科	22	52	50	124
社 会 デ ザ イ ン 学 科	22	62	40	124

### 人間発達学部

学科 \ 授業科目	基礎・ 共通科目	専 科 門 目	自由選 択 科 目	計
子 ども 発 達 学 科	16	80	34	130
発 達 栄 養 学 科	16	80	34	130

- 2 上表の自由選択科目とは、基礎・共通科目、専門科目、及び他学部・他学科専門科目の内で指定された科目の、中から自由に選択する科目をいう。

**第10条** 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に規定する授業科目の単位を取得しなければならない。

- 2 前項により取得できる免許状は下記の通りとする。

学 部	学 科	種 類 (教 科)
音楽専攻科		高校専修 (音楽) 中学専修 (音楽)
音楽学部	音楽学科	高校一種 (音楽・国語・英語・公民) 中学一種 (音楽・国語・英語・社会)
人文学部	全 学 科	高校一種 (音楽・国語・英語・公民) 中学一種 (音楽・国語・英語・社会)
人間発達学部	子ども発達学科	高校一種 (音楽・国語・英語・公民) 中学一種 (音楽・国語・英語・社会) 小学校一種 幼稚園一種
	発達栄養学科	高校一種 (音楽・国語・英語・公民・保健) 中学一種 (音楽・国語・英語・社会・保健) 栄養教諭一種

- 3 教育職員免許状を得ようとする者の中で、学校図書館司書教諭資格を得ようとするものは、文部科学省の定める所定の授業科目の単位を取得しなければならない。

**第10条の2** 人間発達学部子ども発達学科の学生で保育士資格を得ようとするものは、第9条に規定するもののほか、児童福祉法及び同施行規則に規定する授業科目の単位を取得しなければならない。

- 2 人間発達学部発達栄養学科の学生で栄養士免許証及び管理栄養士国家試験受験資格を得ようとするものは、第9条に規定するもののほか、管理栄養士学校指定規則に規定する授業科目の単位を別表第二の通り取得しなければならない。
- 3 本学の学生で訪問介護員養成研修の修了証書を得ようとするものは、第9条に規定するもののほか、厚生労働省の定める所定の授業科目の単位を取得しなければならない。
- 4 本学の学生で図書館司書資格を得ようとするものは、文部科学省の定める所定の授業科目の単位を取得しなければならない。

**第11条** 授業科目を履修し、その試験（研究報告または実験報告等を含む）に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

- 2 授業科目の試験の成績は、優・良・可・不可の四種の評語をもって表し、優・良・可を合格とする。その評点は次の通り定める。
- |    |      |    |     |
|----|------|----|-----|
| 優  | 100点 | —  | 80点 |
| 良  | 79点  | —  | 70点 |
| 可  | 69点  | —  | 60点 |
| 不可 | 59点  | 以下 |     |

**第11条の2** 本学における授業科目の履修による単位の修得の他に、他の大学、短期大学において修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。また、他の教育機関等における学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

- 2 単位認定については別に定める。

## 第 7 章 卒業及び学位

**第12条** 卒業の認定は教授会の議を経て学長がこれを行う。

第13条 卒業を認定された者には学長が卒業証書・学位記を授与する。

第14条 本学を卒業した者には下記の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
音楽学部	音 楽 学 科	学 士 (音 楽)
人文学部	日本文化学科	学 士 (人 文 学)
	英米文化学科	学 士 (人 文 学)
	人間心理学科	学 士 (人間心理)
	社会デザイン学科	学 士 (現代社会)
人間発達学部	子ども発達学科	学 士 (子ども発達学)
	発達栄養学科	学 士 (発達栄養学)

## 第 8 章 入学、編入学、休学、退学、留学、復学

第15条 入学は毎年の始めとする。

第16条 本学に入学出来る者は下記の各号の何れかに該当し、本学の入学選考に合格した者とする。

- 1、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
- 2、通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者。
- 3、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- 4、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- 5、専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であり、且つその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- 6、文部科学大臣の指定した者
- 7、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 8、その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

第17条 入学志願者は規程の書式に準じ入学願書、出身学校長の調査書を提出しなければならない。

第18条 他大学よりの編入学は教授会の議を経て学長がこれを定める。

第19条 入学を許可された者は宣誓書を提出し、かつ1名の保証人を定め、保護者との連署をもって保証書を差出さねばならない。  
但し、保証書については協定校の留学生はこの限りではない。

第20条 保証人はよくその任に堪えられる成年で、独立して生計を営む者であって、本学において適当と認めた者であることを要する。

- 2 保証人を変更する場合は直ちに届出なければならない。

- 第 2 1 条** 病気其他の事由により引きつづき3カ月以上修学を中止しようとする者は、学長の許可を得て1カ年以内の休学をすることができる。  
但し、事情によりさらに1カ年以内これを続けることができるが通算して2年を超えることができない。
- 2 休学中の者で復学を願い出る場合は、理由を証明する証明書を提出しなければならない。
  - 3 休学期間は所定の在学期間に算入しない。
- 第 2 2 条** 休学若しくは退学しようとする時は保護者はその理由を具し、保証人連署の上願い出なければならない。
- 第 2 3 条** 本学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、国内外の大学に留学することを認めることができる。
- 2 前項による留学の期間は原則として1年以内とする。
  - 3 留学期間は在学年数に算入する。
  - 4 留学中に修得した授業科目単位は別に定める規程により、認定することができる。
  - 5 留学に関しての詳細は別に定める。
- 第 2 4 条** 退学した者で再入学を願い出た場合は、前の在学中の成績を考慮し教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。この場合の退学以前の在学期間並びに既取得単位は所定の在学年限並びに履修単位に算入する。
- 第 2 5 条** 下記の各号の一に該当する者は学籍を除く。
- 1、病気其他の事由にて成業の見込なき者。
  - 2、第3条に規定する在学期間を超えた者。
  - 3、義務金の納入を怠り督促を受けてもなお納入しない者。
  - 4、第21条に定める休学期間を終えても復学できない者。

## 第 9 章 授業料その他の費用

**第 2 6 条** 入学志願者は検定料、入学を許可された者は入学金を納めねばならない。

**第 2 7 条** 授業料その他の費用は下記の通りとする。

学 部 項 目	音楽学部	人文学部	人間発達学部	
			子ども発達学科	発達栄養学科
入 学 検 定 料	35,000円	30,000円	30,000円	30,000円
入 学 金	300,000円	200,000円	230,000円	230,000円
授 業 料 (年 額)	1,200,000円	830,000円	900,000円	1,000,000円
維 持 費 (年 額)	240,000円			
施 設 費 (年 額)	400,000円	215,000円	250,000円	250,000円

- 2 上記のほか検定料、手数料その他の費用については別に定める。
- 3 資格取得に要する学外実習等の費用は、別途徴収する場合がある。
- 4 既納の入学金、授業料その他の費用は、いかなる事情があっても返還しない。  
ただし入学手続きを完了した者が、定められた期日内に本学所定の「入学辞退届」を提出した場合、入学金を除く既納の授業料等を返還する。

**第 2 8 条** 授業料は学生の出席の有無に拘らず学籍の存する限りこれを徴収する。  
ただし、休学中の者については事情によりその一部又は全部を免除することができる。

## 第 10 章 賞罰

**第 29 条** 表彰に値する業績・行為があった者は、大学評議会の議を経て学長が特にこれを表彰することがある。

**第 30 条** 学生に対して次の各号の一に該当する者には、大学評議会の議を経て学長が懲戒を行う。

- 1、本学の規則方針に違反し、その他学生としての本分に反した者。
  - 2、性行不良の者。
  - 3、正当の理由なく出席常でない者。
  - 4、学力劣等で成業の見込のない者。
- 2 懲戒は訓告、停学及び退学の三とする。

## 第 11 章 教職員組織

**第 31 条** 本学に下記の教職員を置く。

学 長	准 教 授	研究室助手
副 学 長	講 師	養 護 職 員
学 部 長	助 教	事 務 職 員
教 授	助 手	司 書

**第 31 条の 2** 学長は校務を統理し、教職員を統督する。

## 第 12 章 教授会、大学評議会

**第 32 条** 本学各学部教授会を置く。

- 2 共通教育センターに教授会を置く。
- 3 教授会は専任の教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

**第 33 条** 教授会において審議決定する事項は下記の通りとする。

- 1、学部に関する諸規程の制定改廃に関する事項
- 2、授業および研究に関する事項
- 3、学生の試験、入退学、卒業に関する事項
- 4、教員の人事に関する事項
- 5、その他の学部に関する重要な事項

**第 34 条** 教授会の運営に関する規程は別にこれを定める。

**第 35 条** 本学に大学評議会を置く。

**第 36 条** 大学評議会において審議決定する事項は下記の通りとする。

- 1、学則および大学全般にわたる諸規程の制定改廃に関する事項
- 2、授業および研究に関する基本事項
- 3、学生の課外教育、補導に関する事項
- 4、学生の賞罰に関する事項
- 5、教員の人事に関する基本事項
- 6、大学の施設、研究所の新設変更に関する事項
- 7、その他の大学に関する重要な事項

**第 37 条** 大学評議会に関する規程は別にこれを定める。

## 第 13 章 専攻科

**第 38 条** 本学に次の専攻科を置く。

音楽専攻科

**第 39 条** 専攻科は、深く専門の学芸を教授研究し、その高度な専門技術をもって音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

**第 40 条** 専攻科の修業年限は、1 年とする。

- 2 専攻科には、2 年を超えて在学することはできない。

第41条 専攻科に置く専攻、研究分野及びその収容定員は、次表のとおりとする。

専攻	研究分野	収容定員
作曲専攻	作曲・音楽学・音楽療法	2名
声楽専攻	声楽	3名
器楽専攻	ピアノ・オルガン・創作演奏 管弦打古楽器	7名

第42条 専攻科の教育は、授業科目の授業及び修了演奏（または修了研究）等に対する指導によって行うものとする。

2 各研究分野別の授業科目の種別及び単位数、並びに履習方法は、別表第三に定める通りとする。

第43条 専攻科の修了の要件は、当該専攻に1年以上在学し、各研究分野の定める所定の授業科目について30単位以上を修得することとする。

2 前項により専攻科を修了した者には、修了証書を授与する。

第44条 専攻科に入学することのできる者は、次のとおりとする。

一、大学を卒業した者

二、当該専攻において、大学を卒業した者と同等以上の学力・技量があると認められた者

2 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

3 入学志願者に対しては、実技試験または学力試験を行い、入学を許可すべき者を決定する。

第45条 専攻科の授業料その他の費用は下記の通りとする。

入学検定料	35,000円
入学金	200,000円
授業料（年額）	600,000円
施設費（年額）	160,000円

2 本学卒業生が入学する場合は、入学金を半額とする。

3 既納の納付金は如何なる事情あるもこれを返付しない。

第46条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は本学則の定めるところによる。

#### 第14章 図書館

第47条 本学に図書館を設ける。

2 図書館に関する規程は別にこれを定める。

#### 第15章 厚生保健施設

第48条 本学に厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健の施設に関する規程は別にこれを定める。

## 第 16 章 外国人留学生、科目等履修生

- 第 49 条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生の授業科目及び単位数は、第 7 条に規定する別表第一の他に別表第四の通りとする。
  - 3 外国人留学生に関する規程は別にこれを定める。
- 第 49 条の 2** 本学の授業科目の履修を願い出た者は教授会の議を経て、これを科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関する規程は別にこれを定める。

## 第 17 章 公開講座

- 第 50 条** 本学は公開講座を開設することがある。
- 2 公開講座に関する規程は別にこれを定める。

## 第 18 章 学生寮

- 第 51 条** 本学に学生寮を設ける。
- 2 学生寮に関する規程は別にこれを定める。

## 第 19 章 附属研究・教育機関

- 第 52 条** 本学に附属研究・教育機関として次のものをおく。
- 1、音楽研究所
  - 2、人文科学研究所
  - 3、人間発達研究所
- 2 各研究所規程については、別にこれを定める。

附	則		
1、	昭和33年1月10日	文部省認可	
2、	昭和33年4月1日	施行	
3、	昭和35年4月1日	改	正
4、	昭和36年4月1日	改	正
5、	昭和38年4月1日	改	正
6、	昭和45年4月1日	改	正
7、	昭和50年4月1日	改	正
8、	昭和51年4月1日	改	正
9、	昭和52年4月1日	改	正
10、	昭和53年4月1日	改	正
11、	昭和54年4月1日	改	正
12、	昭和55年4月1日	改	正
13、	昭和56年4月1日	改	正
14、	昭和57年4月1日	改	正
15、	昭和58年4月1日	改	正
16、	昭和59年4月1日	改	正
17、	昭和60年4月1日	改	正
18、	昭和61年4月1日	改	正
19、	昭和62年4月1日	改	正
20、	昭和63年4月1日	改	正
21、	平成元年4月1日	改	正
22、	平成2年4月1日	改	正
23、	平成3年4月1日	改	正
24、	平成4年2月1日	改	正
25、	平成4年4月1日	改	正
26、	平成5年4月1日	改	正
27、	平成6年4月1日	改	正
28、	平成7年4月1日	改	正
29、	平成8年4月1日	改	正
30、	平成11年4月1日	改	正
31、	平成12年4月1日	改	正
32、	平成13年4月1日	改	正
33、	平成14年4月1日	改	正
34、	平成15年4月1日	改	正
35、	平成16年4月1日	改	正
36、	平成17年4月1日	改	正
37、	平成18年4月1日	改	正
38、	平成19年4月1日	改	正
39、	平成20年4月1日	改	正

附 則

1. 第7条別表第一「子ども発達学科専門科目」については、平成19年度入学生より適用する。
2. 第49条については、平成18年度入学生より適用する。

40、平成21年4月 1日 改 正

附 則

1. 第8条については、平成18年度入学生より適用する。

41、平成21年8月24日 改 正

42、平成22年4月 1日 改 正

附 則

1. この改正学則は、平成22年4月1日より施行する。
2. 平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の学則による。